

V 憲法改正問題

1. 憲法改正問題

(1) 序

憲法改正問題については、次の3点を検討する必要がある。

- ① 憲法改正手続法の課題
- ② 憲法改正問題と議論の焦点
- ③ 憲法問題対策センターの活動と課題

(2) 憲法改正手続法の課題

- ① 2007（平成19）年5月、安倍内閣の下で憲法改正手続法が成立した。
- ② 日弁連、東京弁護士会を始めとする各地の弁護士会は、さまざまな取り組みを通じて、法案の問題点を指摘して、重大な懸念を表明し、また参議院の日本国憲法に関する調査特別委員会においても、以下の点を含む18項目にも及び付帯決議がなされており、憲法改正のための手続きを定めるきわめて重要な法案を拙速に成立させたという批判は免れないところである。
 - ア) 改正案の発議は内容において関連する事項ごとに区分して行われることになっているが、内容に関する関連性の判断基準を明確化すること
 - イ) 国民投票運動に萎縮効果を与える規制の慎重な運用を求め、規制の明確化を図ること
 - ウ) 最低投票率制度の意義・是非を検討すること
- ③ 施行延期を求める日弁連会長声明にもかかわらず、憲法改正手続法は、2010（平成22）年5月18日から施行された。同法は、附則3条において、投票年齢の問題に関し、「この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とし、附則11条において、公務員の政治的行為に対する制限に関し、「この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法、地方公務員法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」としている。しかし、選挙権を有する者の年齢、成年年齢、公務員の政治的行為に対する制限のいずれについても、いまだ必要な措置が講じられていない。早急に同法の問題点について検討を重ね、是正すべき点を主張していく必要がある。

(3) 憲法改正問題と議論の焦点

- ① 憲法改正問題については、2007（平成19）年9月の安倍内閣の退陣により、当面の政治課題としては一旦背後に退き、2009（平成21）年8月の衆議院選挙において民主党が勝利して、

永年にわたる自民政権から民主党への政権交代が実現した。2010（平成 22）年 6 月の参議院選挙においては、民主党政権を中心とする与党が過半数割れとなり、みんなの党が躍進した。政局運営は不安定であり、民主党の内閣は野田首相で既に三人目の総理大臣である。今後、民主党を中心とした連立政権が憲法改正問題についてどのような動きを示していくのか、野田内閣のもとで憲法調査会の再開をしたことなど注意深く見守る必要がある。

- ② ところで、憲法改正問題をめぐっては、東京弁護士会の中にもさまざまな意見がある。国民各層の議論においても、これまでは憲法改正そのものの是非あるいは個別の憲法条文の解釈をめぐっての見解の対立に終始し、それ以上には議論の中味がなかなか深まらなかったといっても過言ではない。

しかしながら、憲法改正手続法が施行され、憲法改正が提起されることをも現実の問題として想定しなければならなくなった今こそ、憲法の規定以前のいわば根本規範たる我々の Sein（存在基盤）、すなわち日本国と日本国民のあり方そのものがあらためて問われているといえる。

- ③ 憲法改正をめぐっては、9 条 2 項の改正問題が大きな焦点の一つとなろう。「国際社会の信義を信頼して武力を有しない国家として生存する在り方が、現代世界においてはむしろ現実的である」とするか、「(集団的自衛権の行使を容認することを含めて) 自国の主権を維持するためには自衛のための武力を持つべきであり、国際平和の保持を目的として軍隊の派遣を含めた貢献を行う」とするか、という選択が問われることになる。

- ④ もちろん、憲法改正問題としては、9 条 2 項改正の可否や前記の憲法改正手続法自体の問題点のほかにも、さまざまな問題があり、民主党の「憲法提言」や自民党の「新憲法草案」などでも広範な論点が提起されている。

これらの問題について、2005（平成 17）年 11 月の日弁連人権大会の鳥取宣言、2008（平成 20）年 10 月の富山宣言を踏まえて、多種多様な意見を客観的に検証していくことが望まれる。

(4) 憲法問題対策センターの活動と課題

- ① 2007（平成 19）年 10 月、東京弁護士会は、憲法問題に対する全会的な取り組みを強化すべく、憲法問題等特別委員会を発展的に解消して、「憲法問題対策センター」を発足させた。

- ② 同センターの設置にあたっては、東京弁護士会会長宛ての「要望書」において、親和会は次のとおりの提言を行っている。

「ア） 会員の多種多様な意見を踏まえつつ、奥行きのある議論のできる組織にしていきたい。

イ） 議論の成果を、国民投票などの際の際の具体的な判断材料として国民に的確に提供できる体制が望まれる。

ウ） そのためには、委員の人選にあたって、世代間のバランスを確保するよう配慮するこ

とは当然であるが、憲法改正に積極的な意見、消極的な意見を、それぞれの立場で忌憚なく交換できる環境が形成される組織である必要がある。

工) 組織のあり方としても、対策本部のような特定の運動目的の定まった組織でないとすれば、議論の活性化が常に図られる工夫が必要である。

オ) また、弁護士会ならでのレベルで、議論や研究の成果を質の高い正確な情報として国民に対し分かりやすく伝達することが求められてしかるべきである。

そのためには、会内部の勉強会、市民向けの講演会など予算措置の必要なことも多いことから、会として特段の配慮をお願いしたい。」

③ 同センターは、勉強会「戦前・戦中の教育や社会意識と戦後の新憲法下における教育や社会意識について」を実施したり、市民・高校生対応部会では憲法出前講座を公立中学校で実施するなどの地道な活動を続けているほか、現在、LIBRA への連載企画を手始めとした積極的な広報活動を行っている。

とくに 2010 年 3 月 30 日にはシンポジウム「核廃絶問題を考える」を企画、実施した。同月 31 日には東京弁護士会の「核廃絶を求める会長声明」が出され、第 53 回人権擁護大会の「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」の採決へと至っている。

福島原発問題が発生したことから、核兵器の問題だけではなく広い視点から核の問題を取り上げることの必要性が指摘されている。

加えて 2011 年 3 月 8 日シンポジウム「解釈改憲・立法改憲って何？」を開催し、問題提起をした。日弁連のシンポジウム「いま 9 条の未来を語ろう～憲法がめざす平和な世界のつくりかた～」さらには「新防衛計画大綱についての意見書」の採決へとつながっている。野田首相は武器輸出禁止 3 原則の見直しを示唆しており、喫緊の重要課題である。

今後ともセンター内にとどまらず若手の会員や市民が憲法改正問題について意識を高められるような活動を工夫し、全会的に展開的にすることが求められており、同センターの活動に積極的に関与していく必要がある。